## 自主規制業務の遂行体制の独立性強化について

平成16年4月27日株式会社東京証券取引所

#### 1. 趣旨

証券取引所にとって自主規制機能は、市場についての一種の品質保証であり、市場運営と密接不可分な市場開設者としての機能の根幹である。これは、株式会社証券取引所においても何ら変わることはなく、株式会社としての利益追求との関係でも基本的に相反するものではない ものの、自主規制機能が損なわれることのないよう適切な予防策も必要である。

このような観点から、当取引所では、コーポレート・ガバナンスの充実や内部牽制体制の確立等の予防策を講じているが、今般、金融審議会金融分科会第一部会報告『市場機能を中核とする金融システムに向けて』(平成 15 年 12 月 24 日)において、「自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである」との答申がなされたところである。

もとより当取引所は、グローバル市場に相応しい「信頼と魅力」を創造するとの基本方針の下、一層効率的で信頼される市場インフラの構築に向けて、市場の公正性・透明性を更に高めるため、自主規制業務(売買審査・考査)の一層の機能強化に努めている。我が国証券市場の信頼性向上に向けて市場監視機能・体制の強化が求められる中にあって、当取引所としては、自主規制機能の重要性の更なる高まりを十分に認識し、また諸外国における議論の動向にも留意しつつ、証券取引所の自主規制機能に対する投資者や有価証券の発行者等の信認を確保するため、自主規制業務の遂行体制に係る独立性の一層の向上を図るための具体的な措置を講じることとする。

### 2. 具体的措置の内容

	項目	内 容		備考
1.	定款における会社の目	• 当取引所は、公益及び投資者保護に資するため、有価証券の売買等	•	定款第2条(目的)
	的の明確化	を公正かつ円滑ならしめることを目的として業務を営む旨、当取引	•	定款第31条(取引所有価証券市
		所の定款に規定し、その明確化を図る。		場)第2項については削除

2. 自主規制委員会の機能 ● 自主規制委員会の委員構成について、原則として過半数を取引参加 ● 現在、自	
	主規制委員会の委員 11
強化 者の役職員以外の者(公益代表)とする。 名のうち	取引参加者の役職員以
• 自主規制委員会の所管事項として、「当取引所の自主規制業務の適 外の者は	2 名である。(定数 15
切な遂行に関する事項」を追加する。 名以内)	
取締役会が、自主規制委員会の所管事項について決議を行おうとす	用等により取引参加者
るときは、自主規制委員会に諮問するとともに、自主規制委員会が の意見を	十分に聴取するよう努
所管事項に関して答申又は建議をしたときは、取締役会は、これをめる。	
尊重して適切な措置をしなければならないこととする。	
自主規制委員会の委員長は、必要に応じて取締役会に出席し、意見	
を述べることができることとする。	
3. 最高規制責任者(CRO) • 自主規制部門を担当する執行役員として最高規制責任者(CRO: • 自主規制	業務の適切な業務遂行
の新設 Chief Regulatory Officer ) を選任する。 に関する!	責任の明確化
最高規制責任者(CRO)は、自主規制部門その他の当取引所の市	
場の公正確保に関する業務を担当し、それ以外の業務は担当しない	
ものとする。	
ものとする。 ● 最高規制責任者(CRO)は、自主規制委員会に対し、自主規制部	
<ul><li>最高規制責任者(CRO)は、自主規制委員会に対し、自主規制部</li></ul>	
最高規制責任者(CRO)は、自主規制委員会に対し、自主規制部 門の業務遂行状況について定期的(事業年度末・中間期)に報告し	
最高規制責任者(CRO)は、自主規制委員会に対し、自主規制部 門の業務遂行状況について定期的(事業年度末・中間期)に報告し	
最高規制責任者(CRO)は、自主規制委員会に対し、自主規制部門の業務遂行状況について定期的(事業年度末・中間期)に報告しなければならないこととする。	

5.	自主規制部門の情報管	•	自主規制部門における情報管理について徹底を図る。	•	情報取扱要領の整備等による社
	理の徹底				員への徹底
				•	事務室の入室管理、外部とのメ
					ールの送受信に係る取扱いの厳
					格化

# 3. 実施時期

平成16年6月を目途に実施する。

以 上

# 金融審議会報告書(自主規制関連抜粋)

## 金融分科会第一部会報告『市場機能を中核とする金融システムに向けて』(平成15年12月24日)

- 3. 市場監視機能・体制の強化
- (2)市場監視体制

自主規制

市場の実情に精通している者が、臨機応変に自らを律していくことにより、投資家からの信頼を確保するという自主規制の理念については、何人も異論はないものと思われる。しかし、現実は理念どおりに機能していないとの指摘もある。株式会社化して営利追求する証券取引所や業界団体でもある証券業協会に有効な規制が可能かという疑問や、行政と、各証券取引所、証券業協会、日本銀行など公的主体の検査業務に重複が多いことへの批判には、真摯に対応すべきである。

まず、自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである。そのために、資本関係 のない別法人とするか、親子・兄弟法人とするか、同一法人内の別組織とするかは、自主規制の現場の品質管理といった側 面も踏まえて検討される必要がある。有効な体制を実現するために制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されること が望ましい。いずれにせよ、自主規制業務の独立した遂行体制を確立することは、広報活動や政策提言など、業界団体とし ての活動を制約なく行っていく上でも有益であることを銘記すべきである。

また、検査については、行政の体制一元化を契機に、行政と自主規制機関及び自主規制機関相互での主たる役割分担を見直すべきである。例えば、証券業協会が財務や内部管理体制、証券取引所が取引関連を一義的に分担し、行政がその結果をチェックするとともに、法令違反やシステミック・リスクなどを中心に検査するといった役割分担の姿も考えられよう。今後、自主規制機関の検査体制が充実すれば、行政検査は、その検証にとどめることも可能になろう。また、各主体間で、可能な検査方法の統一や合同検査の実施など、実務上の工夫を重ねることにより、市場監視体制全体としての効率性を確保していくことが望ましい。さらに、行政も含めた個々の検査官の資質や能力は、市場監視を実効あらしめる上で極めて重要な要素であり、その向上に向けた不断の努力が払われるべきである。

## 「取引所のあり方に関するワーキング・グループ」報告(平成15年12月9日)

#### 基本認識

株式会社形態の取引所による営利性の追求と自主規制機能の発揮は本来両立すべきものであるが、営利性を追求するあまり、場合によっては、自主規制機能が歪められるおそれもあることから、自主規制機能を担う部門の独立性の確保が市場の信認のために求められるとの指摘がある。一方、自主規制機能は市場の品質管理であり、市場運営とは一体不可分の関係あるとの指摘もある。

自主規制機関が市場参加者に対して行う検査等は、各自主規制機関毎にその目的に差はあるものの、検査等の内容が競合する場合も多く、市場参加者の業務の効率性を阻害しているとの懸念がIMFの金融セクター評価プログラム等において指摘されているが、検査等の目的に照らし、その頻度、検査内容等について見直し、効率の良い検査等を実施する方向で検討を行うべきである。

### 制度整備の必要性

自主規制部門の独立性を確保するためには、社内において当該部門と営利部門との間にファイアーウォールを設け営利部門の政策決定が自主規制機能部門に影響を及ぼすことがないようにすること、あるいは、当該部門を取引所から組織的に分離(分社化)することなどにつき、検討すべきである。なお、具体的な検討に際しては、各自主規制機関の規模や業務の内容に応じて複数の選択肢から最適な体制を採ることが制度上可能となるよう配慮すべきである。

各自主規制機関が行っている検査等については、各機関の特徴を活かしつつ連携して一体的に検査を行うことにより、被検査会社の事務負担の軽減を図りつつ、その効率性と実効性を高めるべきである。具体的には、証券会社の営業姿勢や経営の健全性に関する検査は証券業協会が、取引の受託から決済に関する業務や売買審査に関連する業務は取引所が分担することが考えられる。

また、検査の一体化を進めるため、機関間において、検査様式を含む検査方法の統一化、検査結果の共同分析、被検査会社に関する情報の共有等を行っていくべきである。

## 現行における自主規制機能低下防止のための予防策

- 1. 取締役会の監督機能の強化
  - ・ 員数の削減により取締役会を活性化
  - ・ 過半数を社外取締役とすることにより取締役会の監督機能を強化
  - ・指名・報酬委員会を設置
  - ・ 積極的なアカウンタビリティにより経営の透明性を確保
- 2 . 監査役会による適法性監査
  - ・ 監査役体制の充実により監査役会の監査機能を強化
- 3. 諮問委員会(自主規制委員会・規律委員会)の設置
  - ・ 自主規制委員会(公益代表が参加)を設置、取締役会に答申又は建議を行う
  - ・ 取引参加者の処分は、規律委員会(過半数の公益代表により構成)で決定
- 4. 内部監査の実施
  - ・ 社長直轄の内部監査室を設置し、適切な業務遂行に関して内部監査を実施
- 5. 自主規制部門の独立性確保
  - ・ 独立した一つの業務部門として自主規制部門を設置、自主規制部門内に考査部及び売買審査部を設置
  - ・ 自主規制部門と他部門とのファイアウォール (業務上知りえた情報の部門外への提供禁止、書類の持出し禁止等)
  - · 社内 LAN におけるファイアウォールの構築
- 6 . 考査業務及び売買審査業務の活動状況等の開示
  - ・ 各種刊行物の発刊等により考査業務及び売買審査業務の活動状況を開示